

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道中川郡豊頃町

## 2 構造改革特別区域の名称

豊頃町ふれ愛協働のまち輸送特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

北海道中川郡豊頃町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

豊頃町は、北海道東南部、十勝の東南端に位置し、十勝川とその支流沿いに広がる肥沃な耕地と、丘陵地に広がる豊かな森林地帯からなる自然豊かな十勝発祥の町である。東西に34.2km、南北に35.4km、総面積は536.52平方kmを有し、町の中央には十勝の中心河川である十勝川が南北に縦断しており、東は浦幌町に、西は幕別町に隣接している。

気候は大陸性の気候が特徴で、夏は20前後で比較的温暖であり、冬はマイナス12前後で低温・乾燥の日が続く。年間雨量は少なく、秋から春にかけては晴天の日が多いが、夏期には南部地域において海霧が頻繁に発生する。

基幹産業は農業と漁業を中心とする第1次産業であり、農業は総面積の約20%を利用して営まれ、畑作では馬鈴薯・豆類・小麦・ビートの畑作4品の他、野菜の栽培にも力を入れており、本州に出荷される「十勝だいこん」には日本一の評価がついている。また、酪農経営は、飼養管理技術の向上や設備の近代化により、十勝管内トップクラスの実績をあげている。漁業においては、太平洋に面する大津漁港が鮭の名産地として知られており、鮭の定置網漁が全体の8割を占め、十勝管内の約3割の水揚量を誇っている。

また、観光資源としては、町木にも指定されている、樹齢130年の「はるにれ」が存在しており、写真集や映画ロケ等に採用されたことがきっかけで、全国的に有名となり多くの観光客が訪れている。

交通アクセスは、一般国道38号、336号の2路線、道道は主要道道帯広浦幌線のほか9路線が通過しており、本町の公共交通機関は、その路線を中心とした民営バス路線とJR根室本線が運行されている。町を南北に縦断するJR根室本線には、豊頃駅、十弗駅の2駅があるが、1日の発着数は17便と運行本数も少なく、過疎化による利用者数の減少から2駅とも無人化されている。また、民営バス路線については、路線維持のため町単独の補助を行い運行の確保を行っているが、1日の運行本数は帯広・浦幌間で平日は午前2便、午後2便の運行であり、便数が少ないことや乗降場所が一般国道38号の一部に限られること、運行時間帯の問題から、

利用者にとって利便性が確保されているとはいえない状況にある。このほか未運行区間については、町有バスを運行しJRや民営バスとのアクセスを確保しているが、利用している車両は移動制約者に配慮した構造になっていない。

平成17年10月1日総人口は3,958人であり、65歳以上人口は1,185人で、高齢化率は29.9%と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が168人、高齢夫婦世帯が193世帯となっており、高齢者人口の46.8%にあたる554人が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者239人、知的障害者37人、精神障害者5人の移動制約者が生活しており、高齢者人口、障害者人口ともに増加傾向にある。

### (1) 移動制約者の状況

#### 介護保険サービス利用者

高齢者人口の16.1%が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては77人（高齢者人口比6.5%）が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の89.6%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではないため、セダン型等の一般車両でも対応が可能である。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年10月1日現在）（単位：人）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	43	38	31	18	26	35	191
65～74歳	6	4	8	4	4	2	28
75歳以上	37	34	23	14	22	33	163
第2号被保険者	2	1	2	3		1	9
総 数	45	39	33	21	26	36	200

高 齢 者 人 口	1,185人	認定第1号被保険者 / 高齢者人口	16.1%
-----------	--------	-------------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年10月1日現在）（単位：人）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	30	23	16	3	4	1	77
第2号被保険者	1		2	1			4
総 数	31	23	18	4	4	1	81
(再掲)	69 (89.6%)			8 (10.4%)			100%

## 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は231名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は156人、視覚障害者は11人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による輸送が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況(平成17年10月1日現在)

(単位:人)

	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	計
1 級	28	7	1	25	0	59
2 級	36	1	7	0	0	44
3 級	27	1	2	4	1	35
4 級	34	0	8	8	0	50
5 級	22	0	0	0	0	21
6 級	9	2	12	0	0	22
計	156	11	30	37	1	231

## 知的障害者

平成17年度10月1日現在、知的障害者療育手帳の交付者数は37人である。知的障害者は公共交通機関の利用方法等が理解できない方や、交通法規の理解、安全確認などを的確に判断できない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以下の方に係る通院等への移動介助は、輸送サービス使用車両をセダン型等の一般車両に拡大することにより、障害者本人をよく理解しているホームヘルパーが、普段利用している車両を用いて輸送サービスを提供する事を可能とする必要があると考えられる。

知的障害者療育手帳交付者数(平成17年10月1日現在)

(単位:人)

区 分	重 度	中 度	軽 度	計
総 数	20	17	0	37

## 精神障害者

平成17年10月1日現在、精神障害者保健福祉手帳の交付件数は34名である。精神障害者の障害の内容とその対応は様々であり、引きこもり傾向にある方、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず、公共交通機関の利用ができない現状にあると推定される。よって、輸送サービス使用車両をセダン型車両まで拡大をすることにより、特定のホームヘルパーが普段利用している車両を用いて輸送サービスを提供する事を可能とし、通院や公共施設の利用機会を増やすことが望まれている。

## (2) 公共交通機関の状況

### 路線バス

㈱十勝バスが、帯広市～豊頃町～浦幌町間を1日4往復運行している。ほぼ3時間に1便の運行であり、利便性が確保されているとはいえない状況である。また、車両は移動制約者に対応した構造ではなく、バス停留所も一般国道38号の一部に限られ、障害者に配慮した作りになっていない。

### 町有バス

豊頃町では、民営バスの運行が廃止された町内の2区間において、JR及び民営バスとのアクセスを図るための移送手段として、独自に町所有のバスを運行しており、それぞれ1往復及び2往復させているが、利用者のニーズに対応できていない状況である。

また、町内医療機関への通院のため患者輸送バスを無料で運行しており、1日2往復運行している。

使用車両はノンステップ化されていないが、介助が必要な利用者が乗降する場合は運転手に対応している。

### タクシー事業者

町内には、毎日交通㈱豊頃営業所があり、タクシー1台を配置し営業している。福祉車両は配備されておらず、介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者は近隣町村にはあるものの、距離的要因から利用は困難な状況にある。

## (3) ボランティア輸送の実績事業者

介護保険制度施行後も民間事業者の参入は見られず、町内の訪問介護事業所は豊頃町社会福祉協議会が開設する1事業所のみである。

社会福祉協議会では福祉車両1台を保有しており、町の委託事業として一般高齢者に対して外出支援サービスを実施し、ディサービス事業等を利用する者の送迎(無料)や、身体障害者を介護する家族に対しての同車両の貸し出し等を行っているが、訪問介護事業としては、車両台数の関係から移送サービスの提供は実施していない。

セダン型一般車両の使用により、移動制約者に対する移動支援の拡充が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、中心市街地である茂岩市街や町の玄関口である豊頃市街など4つの市街地と農村集落がそれぞれ点在していることから、日常生活では自家用車による移動が中心となっており、移動手段の確保が困難な高齢者等については、2地域に町有バスを運行し、公共交通機関とのアクセスを確保している状況である。

本町から都市部（帯広市近郊）への移動手段として、路線バスが運行されているものの、便数が少ないことや乗降場所が国道38号付近に限られていることなどから、利用者にとって十分な利便性が確保できている状況ではない。

このような現状により、外出が困難な障害者や高齢者に対して、社会福祉法人等による移送サービスの展開が望まれている。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車イス等を常時利用される方の移動手段としては有効であるが、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害者、視覚障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が充分可能である。また、現状では、福祉車両の配置台数が限られているため、点在している市街地や、農村部の利用者を効率的に輸送することが困難であり、希望に応え難い状況もみられる。

そこで、ボランティア輸送における使用車両をセダン型等の一般乗用車両まで拡大し、多くの利用者に対する移送サービスを実施することにより、高齢者、障害者が住みなれた地域での在宅生活を続けることが可能となり、地域福祉の充実を推進することができると思う。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑な移送サービスを実施することで、より多くの高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化を促す。

これにより、本町の町政運営の指針となる第3次豊頃町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「健康で心ふれあうまちづくり」の実現を目指すことを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送における使用車両をセダン型車両へ拡大することによって、人工透析を必要とする内部障害者等の福祉車両による移動を要しない移動制約者の通院に対し、安定した移送サービスを提供することが可能となる。これにより、帯広市や帯広市近郊の専門性の高い病院への通院や、定期的な通院が可能となり、福祉や医療のサービスが今まで以上に受けやすくなると考えられる

社会的効果としては、この事業を実施することにより、家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られるほか、高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・ 対象者  
在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な寝たきり状態又は車イス利用者
- ・ 内 容  
居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄りの医療機関までの移送。
- ・ 利用料  
無 料
- ・ 車 両  
ディサービス送迎車両（ディサービス事業者（社会福祉協議会）に委託）
- ・ 平成16年度利用者  
71人 延べ582回利用

### (2) 患者輸送バス運行事業

- ・ 対象者  
町民（利用制限なし）
- ・ 内 容  
町内医療機関への通院患者の移送
- ・ 利用料  
無 料
- ・ 運行回数  
1日2便各地域1往復
- ・ 運行車両  
マイクロバス（定員26名）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

豊頃町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が豊頃町内

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の一般車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車に運用の拡大を行なうことによって、移動制約者の通院及び社会参加が、希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

#### (2) 豊頃町福祉有償輸送等運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による豊頃町福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は、豊頃町住民福祉課に置く。

運営協議会は、豊頃町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 豊頃町長が指名する職員
- ・ 帯広運輸支局長が指名する職員
- ・ 豊頃町老人クラブ連合会代表者
- ・ 豊頃町身体障害者福祉協会代表者
- ・ 社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人愛生協会
- ・ 毎日交通(株)
- ・ 十勝バス(株)
- ・ 地域住民の代表
- ・ 学識経験者

#### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### (3) 運送主体

豊頃町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図るための活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の協議（合意）を経て道路運送法第80条の許可を受けた事業者とする。

#### 運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。



#### (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。表示事項及び方法は次のとおりとする。

氏名、名称又は記号

「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に表示。また、文字の大きさは縦横50mm以上とする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

#### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・ 輸送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。